

日付	令和5年3月24日
担当所属	山梨県立図書館
	副館長 清水規与美

マイナンバーカードによる 県立図書館窓口での資料の貸出サービスの開始について

1 概要

山梨県立図書館の図書館利用カードとマイナンバーカードを連携登録することにより、県立図書館の窓口で、マイナンバーカードだけでも図書の貸し出しができるサービスを開始します。

2 サービス開始日

令和5年3月28日（火）

3 サービス内容

従来の県立図書館の図書館利用カードに加えて、マイナンバーカードでも図書館窓口での図書の貸し出しが可能となります。

4 初回手続き方法

県立図書館の図書館利用カードと、マイキーID発行済みのマイナンバーカードをご用意いただき、窓口へお申し出ください。

※マイナポイントを申請された方は、マイキーIDが既に発行されています。

（マイキーIDの発行は、当館では行っておりません。）

5 サービス対象者

マイナンバーカードをお持ちの県内に在住・在勤・在学中の方

問い合わせ先

山梨県立図書館 資料情報課 情報システム担当 副主幹 馬淵美和子

TEL 055-255-1040 FAX 055-255-1042

マイナンバーカードを使って



各サービスカウンターで**本の貸出手続き**ができます

事前にご準備
いただくもの

☑ 山梨県立図書館の「図書館利用カード」

☑ **マイキーID 発行済み**のマイナンバーカード

※マイナポイントを申請された方は、マイキーID が既に発行されています。

※マイキーIDをご自身で登録する場合は、裏面をご参照ください。

**マイナンバーカードを図書館カードとして使うためには
最初にカウンターでの手続きが必要です
図書館の1階サービスカウンターまたは2階サービスカウンターの
職員にお申し出ください。**

※ご確認ください※

- 上記の手続き後も図書館利用カードは廃棄せずに保管してください。
- 図書館 Web サイトのマイライブラリーへのログインには、図書館利用カードの番号が必要です。
- 館内の座席申込端末から座席利用を申し込む場合には、従来どおり図書館利用カードが必要です。
- この手続きでマイナンバーカードを図書館の貸出に利用できるようになるのは、山梨県立図書館のみです。また、ご利用はご本人に限ります。
- 図書館ではマイキーIDの発行は行っておりません。
- マイナンバーカード、図書館利用カードの有効期限にご注意ください。

▼「マイキーID」について

※令和5年3月現在の情報のため、変更される可能性があります。

- マイキーIDは、マイナポイントを申請された方であれば、すでに発行されています。
- マイキーIDは、スマートフォンやパソコンからも登録できます。

※利用者証明用電子証明書の4桁のパスワードが必要です。



パソコンから登録する場合

- マイナンバー対応のICカードリーダーを接続したパソコンに「マイキーID作成・登録準備ソフト」をインストールしてください。



スマートフォンから登録する場合

- ご自身のスマートフォンがマイナポイントアプリに対応しているか、総務省のマイナポイントページから機種一覧をご確認ください。
- AndroidはGooglePlayから
iPhoneはAppStoreから アプリをインストールしてください。

▼マイナポイントアプリ対応スマートフォン一覧(総務省)

<https://mynumbercard.point.soumu.go.jp/nfclist/>



貸出 OK!

